



愛媛県報

令和 8 年 3 月 27 日 金曜日 第 697 号外 1

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 条 例

○ 愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例.....	（行政経営課）.....	1
○ 愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例.....	（人事課）.....	2
○ 愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	（財政課）.....	3
○ 愛媛県官民共創推進基金条例.....	（ " ）.....	5
○ 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....	（税務課）.....	5
○ 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	（総合政策課官民共創推進室）.....	6
○ 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例.....	（スマート行政推進課）.....	7
○ 愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例.....	（環境・ゼロカーボン推進課）.....	7
○ 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例.....	（医療保険課）.....	9
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例.....	（障がい福祉課）.....	9
○ 愛媛県の海を管理する条例の一部を改正する条例.....	（港湾海岸課）.....	10
○ 愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例.....	（道路維持課）.....	10
○ 愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例.....	（建築住宅課）.....	11
○ 愛媛県監査委員条例及び知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例.....	（監査事務局）.....	12
○ 愛媛県県立高等学校等教育改革推進基金条例.....	（教育総務課施設厚生室）.....	13
○ 教育職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例.....	（義務教育課）.....	13
○ 愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....	（高校教育課）.....	14
○ 愛媛県手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例.....	（財政課）.....	14

条 例

○愛媛県条例第 1 号

愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例

愛媛県行政手続条例（平成 7 年愛媛県条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（聴聞の通知の方式） 第 15 条 省略 2 省略 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>公示の方法</u> _____ _____ _____ によって行うことができる。 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「<u>公示事項</u>」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務	（聴聞の通知の方式） 第 15 条 省略 2 省略 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>

所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (代理人) 第 16 条 前条第 1 項の通知を受けた者 (同条第 4 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。) は、代理人を選任することができる。 2 ~ 4 省略 (続行期日の指定) 第 22 条 省略 2 省略 3 第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「不利益処分の名宛人」となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「 _____ とき」とあるのは「 _____ とき (同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日) 」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第 29 条 第 15 条第 3 項及び第 4 項並びに第 16 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、同条第 4 項中「第 1 項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「第 28 条第 3 号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同条第 4 項後段」とあるのは「第 29 条において準用する第 15 条第 4 項後段」と読み替えるものとする。	(代理人) 第 16 条 前条第 1 項の通知を受けた者 (同条第 3 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。) は、代理人を選任することができる。 2 ~ 4 省略 (続行期日の指定) 第 22 条 省略 2 省略 3 第 15 条第 3 項 _____ の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項 _____ 中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき</u> (同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた _____ 日の翌日</u>) 」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第 29 条 第 15 条第 3 項及び _____ 第 16 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同項第 3 号 _____ 及び第 4 号」とあるのは「<u>同条第 3 号</u>」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「<u>同条第 3 項後段</u>」とあるのは「第 29 条において準用する第 15 条第 3 項後段」と読み替えるものとする。
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県行政手続条例第 15 条第 3 項及び第 4 項 (これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。) の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第 2 号

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例

愛媛県行政組織条例 (平成 7 年愛媛県条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(部の設置) 第 2 条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 1 省略 2 企画振興部 (1) ~ (5) 省略 (6) <u>国際交流に関する事項</u> 3 観光スポーツ文化部	(部の設置) 第 2 条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 1 省略 2 企画振興部 (1) ~ (5) 省略 3 観光スポーツ文化部

(1)・(2) 省略

(3) 観光 に関する事項

4 ～ 8 省略

(1)・(2) 省略

(3) 観光及び国際交流に関する事項

4 ～ 8 省略

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

○愛媛県条例第 3 号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成 12 年愛媛県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条—第 4 条、第 7 条関係）			別表（第 2 条—第 4 条、第 7 条関係）		
1 省略			1 省略		
2 保健福祉関係事務手数料			2 保健福祉関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1 ～ 73 の 9 省略			1 ～ 73 の 9 省略		
73 の 10 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 14 条第 6 項（同 条第 13 項）にお いて準用する場 合を含む。）の規 定に基づく医薬 品又は医薬部外 品の製造管理又 は品質管理の方 法の基準への適 合性調査の申請 に対する審査	省略		73 の 10 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 14 条第 7 項（同 条第 15 項）にお いて準用する場 合を含む。）の規 定に基づく医薬 品又は医薬部外 品の製造管理又 は品質管理の方 法の基準への適 合性調査の申請 に対する審査	省略	
73 の 11 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 14 条第 8 項の規 定に基づく同法 第 14 条の 2 第 3 項の基準確認証 の交付を受けて いるときの医薬 品又は医薬部外 品の製造管理又 は品質管理の方 法の基準への適	省略		73 の 11 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 14 条第 9 項の規 定に基づく同法 第 14 条の 2 第 3 項の基準確認証 の交付を受けて いるときの医薬 品又は医薬部外 品の製造管理又 は品質管理の方 法の基準への適	省略	

合性調査の申請 に対する審査			合性調査の申請 に対する審査		
73の12 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 14条第13項の規 定に基づく医薬 品又は医薬部外 品の製造販売の 承認事項の一部 変更の承認の申 請に対する審査	省略		73の12 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 14条第15項の規 定に基づく医薬 品又は医薬部外 品の製造販売の 承認事項の一部 変更の承認の申 請に対する審査	省略	
73の13 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 14条の2第1項 の規定に基づく 医薬品又は医薬 部外品の製造工 程の区分ごとの 製造管理及び品 質管理の適性確 認申請 手数料	医薬品 又は医 薬部外 品の製 造工程 の区分 ごとの 製造管 理及び 品質管 理の適 合性確 認申請 手数料	次に掲げる確認の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額 (1) <u>医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律第14条第7項 に規定する医薬品又は医薬部 外品の製造工程の区分を定め る省令（令和3年厚生労働省 令第17号）第2条第3号の医 薬品の製造工程 155,900円</u> に、3,100円に当該確認に係 る品目数を乗じて得た額及び 9,900円に当該確認に係る製 造販売業者の数を乗じて得た 額を加算した額 (2)～(8) 省略	73の13 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 14条の2第1項 の規定に基づく 医薬品又は医薬 部外品の製造工 程の区分ごとの 製造管理及び品 質管理の適 合性確 認申請 手数料	医薬品 又は医 薬部外 品の製 造工程 の区分 ごとの 製造管 理及び 品質管 理の適 合性確 認申請 手数料	次に掲げる確認の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額 (1) <u>医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律第14条第8項 に規定する医薬品又は医薬部 外品の製造工程の区分を定め る省令（令和3年厚生労働省 令第17号）第2条第3号の医 薬品の製造工程 155,900円</u> に、3,100円に当該確認に係 る品目数を乗じて得た額及び 9,900円に当該確認に係る製 造販売業者の数を乗じて得た 額を加算した額 (2)～(8) 省略
73の14～79の2 省略			73の14～79の2 省略		
79の3 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 36条の8第2項 の規定に基づく 医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律施行規則 第1条の2第5 項第4号に規定 する販売従事登 録の申請に対す る審査	省略		79の3 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 36条の8第2項 の規定に基づく 医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律施行規則 第1条第5項第 4号に規定 する販売従事登 録の申請に対す る審査	省略	
79の4～113 省略			79の4～113 省略		
備考 省略			備考 省略		

3・4 省略

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～46の 6	省略	
46の 7	建築基準 法施行令第 137 条 の 12 第 11 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 の 認 定 の 申 請 に 対 する 審 査	省略
46の 8	建築基準 法施行令第 137 条 の 12 第 12 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 の 認 定 の 申 請 に 対 する 審 査	省略
47～102	省略	
備考	省略	

6 省略

3・4 省略

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～46の 6	省略	
46の 7	建築基準 法施行令第 137 条 の 12 第 6 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 の 認 定 の 申 請 に 対 する 審 査	省略
46の 8	建築基準 法施行令第 137 条 の 12 第 7 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 の 認 定 の 申 請 に 対 する 審 査	省略
47～102	省略	
備考	省略	

6 省略

附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 の表 79 の 3 の項及び別表 5 の表の改正規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第 4 号

愛媛県官民共創推進基金条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県官民共創推進基金条例

（設置）

第 1 条 官民共創の推進による課題の解決等を通じた本県の未来の創生に資する事業の実施に要する経費の財源に充てるため、官民共創推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

第 5 条 基金は、第 1 条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第 5 号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（平成 19 年愛媛県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事業税の不均一課税） 第 3 条 常時雇用する労働者の数が<u>37.5 人</u>未満である法人（知事が定めるものに限る。）であって令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和 25 年愛媛県条例第 21 号。以下「県税条例」という。）第 18 条の 2 及び附則第 19 条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に 2 分の 1 を乗じて得た率で算定した金額とする。 2 常時雇用する労働者の数が<u>37.5 人</u>未満である個人（知事が定めるものに限る。）であって令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの各年の雇用障害者数が令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間（以下「基準年」という。）の雇用障害者数（基準年を有しない個人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第 18 条の 4 の規定にかかわらず、同条に規定する税率に 2 分の 1 を乗じて得た率で算定した金額とする。 3・4 省略	（事業税の不均一課税） 第 3 条 常時雇用する労働者の数が<u>40 人</u>未満である法人（知事が定めるものに限る。）であって令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和 25 年愛媛県条例第 21 号。以下「県税条例」という。）第 18 条の 2 及び附則第 19 条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に 2 分の 1 を乗じて得た率で算定した金額とする。 2 常時雇用する労働者の数が<u>40 人</u>未満である個人（知事が定めるものに限る。）であって令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの各年の雇用障害者数が令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間（以下「基準年」という。）の雇用障害者数（基準年を有しない個人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第 18 条の 4 の規定にかかわらず、同条に規定する税率に 2 分の 1 を乗じて得た率で算定した金額とする。 3・4 省略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の改正規定及び附則第 3 項の規定は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条第 1 項に規定する要件に該当する法人に対するこの条例の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第 3 条第 2 項に規定する要件に該当する個人に対する令和 9 年度分までの個人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第 6 号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年愛媛県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
名 称	目 的	位 置	名 称	目 的	位 置
愛媛県官民共創拠点	官民共創の拠点として、県、市町、民間事業者等の多様な主体による地域課題の解決及び新たな価値の創出を図るために必要な施設等を提供する。	松山市			

愛媛県民 文化会館	省略	
省略		

愛媛県民 文化会館	省略	
省略		

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

○愛媛県条例第 7 号

愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 17 年愛媛県条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 7 条 省略 <u>（添付書面等の省略）</u> 第 8 条 申請等をする者に係る登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 16 項に規定する法人番号をいう。）の県の機関等への提供その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、電子情報処理組織を使用して当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。 第 9 条 省略 第 10 条 省略 第 11 条 省略	第 7 条 省略 第 8 条 省略 第 9 条 省略 第 10 条 省略

附 則

この条例は、令和 9 年 3 月 31 日までの間において規則で定める日から施行する。

○愛媛県条例第 8 号

愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例

愛媛県環境影響評価条例（平成 11 年愛媛県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章～第 10 章 省略 第 10 章の 2 <u>海洋再生可能エネルギー発電事業を実施する事業者に関する特例（第 42 条の 2）</u> 第 11 章・第 12 章 省略 第 12 章の 2 <u>整備法に規定する知事の意見に係る手続（第 44 条の</u>	目次 第 1 章～第 10 章 省略 第 11 章・第 12 章 省略

2)

第13章 省略

附則

第42条 省略

第10章の2 海洋再生可能エネルギー発電事業を実施する事

業者に関する特例

第42条の2 選定事業者（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備

に関する法律（平成30年法律第89号。以下「整備法」という。）

第16条第2項第10号に規定する選定事業者をいう。）である事業

者がその認定公募占用計画（整備法第22条第1項に規定する認定

公募占用計画をいう。）に係る海洋再生可能エネルギー発電事業

（整備法第2条第4項に規定する海洋再生可能エネルギー発電事

業をいう。）である対象事業を実施する場合における当該事業者

については、第3章の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における事業者に関する第11条第1項、第

14条、第21条第1項第1号、第24条、第25条第1項及び第26条第

3項の規定の適用については、第11条第1項中「前条第1項の意

見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の

意見に配慮して第5条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え」

とあるのは「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法

律（平成30年法律第89号。以下「整備法」という。）第11条第1

項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第10条第4項の海

洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した

理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して」と、第14条中

「第8条第1項及び第10条第1項の意見」とあるのは「整備法第

11条第4項及び第7項の環境保全意見」と、「第6条の地域」と

あるのは「整備法第11条第6項の地域」と、同号中「同条」とあ

るのは「第11条」と、第24条及び第25条第1項中「第7条」とあ

るのは「第15条」と、第24条及び第26条第3項中「第5条から」

とあるのは「第11条から」とする。

第12章 法に規定する知事の意見に係る手続

第44条 知事は、法第3条の7第1項（法第38条の6第3項の規定

により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により意見を

求められたときは、当該意見を求めた者に対し、法第3条の3第

1項の計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の案又は

配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる

ものとする。

2 知事は、前項の意見を述べようとする場合において必要がある

と認めるときは、法第3条の2第1項（法第38条の6第3項の規

定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事業実

施想定区域を管轄する市町長に配慮書の案若しくは配慮書の写し

を送付し、期間を指定して当該市町長の環境の保全の見地からの

意見を求め、又は審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くこ

とができる。

3・4 省略

第12章の2 整備法に規定する知事の意見に係る手続

第44条の2 知事は、整備法第11条第7項の環境保全意見を表明し

ようとする場合において必要があると認めるときは、審査会の環

境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

第13章 省略

附則

第42条 省略

第12章 法に規定する知事の意見に係る手続

第44条 知事は、法第3条の7第1項（法第38条の6第3項の規定

により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により意見を

求められたときは、当該意見を求めた者に対し、配慮書

の案又は

配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる

ものとする。

2 知事は、前項の意見を述べようとする場合において必要がある

と認めるときは、法第3条の2（法第38条の6第3項の規

定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事業実

施想定区域を管轄する市町長に配慮書の案若しくは配慮書の写し

を送付し、期間を指定して当該市町長の環境の保全の見地からの

意見を求め、又は審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くこ

とができる。

3・4 省略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第 9 号

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成 29 年愛媛県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 75 条の 2 第 1 項及び第 75 条の 7 第 1 項、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 2 条第 5 項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。）第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 9 条第 3 項から第 7 項まで及び第 9 項、第 10 条第 3 項から第 5 項まで及び第 7 項、<u>第 11 条第 3 項</u> から第 5 項まで及び第 7 項並びに第 11 条の 2 第 3 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 第 19 条 省略 （子ども・子育て支援納付金納付金所得係数） 第 20 条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、算定政令第 11 条の 2 第 3 項第 1 号に掲げる額を同項第 2 号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 2 知事は、前項の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数を定めるに当たっては、各市町における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。 （子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合） 第 21 条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第 11 条の 2 第 4 項第 1 号に掲げる数とする。 （子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合） 第 22 条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第 11 条の 2 第 5 項第 2 号に掲げる数とする。 （子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数） 第 23 条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0 を超え 1 未満の範囲内において知事が定める数とする。 第 24 条 省略	（趣旨） 第 1 条 この条例は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 75 条の 2 第 1 項及び第 75 条の 7 第 1 項、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 2 条第 5 項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。）第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 9 条第 3 項から第 7 項まで及び第 9 項、第 10 条第 3 項から第 5 項まで及び第 7 項<u>並びに第 11 条第 3 項</u>から第 5 項まで及び第 7 項 _____ の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 第 19 条 省略 第 20 条 省略

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

○愛媛県条例第 10 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 18 年愛媛県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 98 条第 1 項及び第 2 項、第 104 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。）第 60 条並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 98 条第 1 項及び第 2 項、第 104 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。）第 50 条並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第 11 号

愛媛県の海を管理する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県の海を管理する条例の一部を改正する条例

愛媛県の海を管理する条例（平成 7 年愛媛県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第 2 条 この条例において「普通海域」とは、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 2 条に規定する漁港の区域内の水域、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 3 項に規定する港湾区域内の水域、同条第 8 項に規定する開発保全航路の区域内の水域、同法第 56 条第 1 項の規定により公告されている水域及び<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律</u>（平成 30 年法律第 89 号）第 2 条第 5 項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域を除く県内の海域をいう。	（定義） 第 2 条 この条例において「普通海域」とは、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 2 条に規定する漁港の区域内の水域、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 3 項に規定する港湾区域内の水域、同条第 8 項に規定する開発保全航路の区域内の水域、同法第 56 条第 1 項の規定により公告されている水域及び<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律</u>（平成 30 年法律第 89 号）第 2 条第 5 項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域を除く県内の海域をいう。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

○愛媛県条例第 12 号

愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県道路占用料徴収条例（昭和 43 年愛媛県条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
占 用 物 件	占 用 料			占 用 物 件	占 用 料		
	単 位	所 在 地			単 位	所 在 地	
		市の区域	町の区域			市の区域	町の区域
省略				省略			

省略		占用面積 1 平 <u>方メートルに</u> <u>つき 1 年</u>	省略	
令第 7 条第 13 号	省略		省略	
に掲げる施設			A に 0.034 を乗じて得 た額	
令第 7 条第 14 号 及び 第 15 号に掲げる施設				

備考 省略

省略		占用面積 1 平	省略	
令第 7 条第 13 号	省略	方メートルに	省略	
に掲げる施設		つき 1 年		

備考 省略

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例

愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（入居の手続） 第 8 条 一般県営住宅の入居を許可された者は、許可のあつた日から10日以内に次に掲げる手続をし、入居しなければならない。 (1) _____ _____ 請書を提出すること。 (2) 省略 2 省略 3 知事は、一般県営住宅の入居を許可された者が前 2 項 _____ に規定する期間内に第 1 項各号の手続をしないときは、当該住宅の入居の許可を取り消すことができる。 （準用） 第23条の16 第 3 条、第 4 条第 1 号から第 4 号まで、第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 12 条から第 14 条まで、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条から第 18 条まで、第 22 条並びに第 23 条第 1 項（第 7 号を除く。）及び第 2 項から第 4 項までの規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第 6 条中「前 2 条」とあるのは「第 23 条の 12」と、第 8 条第 1 項第 2 号 _____ 中「第 13 条」とあるのは「第 23 条の 16 において準用する第 13 条」と、第 12 条第 1 項中「第 8 条」とあるのは「第 23 条の 16 において準用する第 8 条」と、第 22 条第 2 項中「第 17 条第 5 項」とあるのは「第 23 条の 16 において準用する第 17 条第 5 項」と、第 23 条第 1 項第 6 号中「第 17 条第 3 項から第 6 項まで及び第 8 項」とあるのは「第 23 条の 16 において準用する第 17 条第 3 項から第 6 項まで及び第 8 項」と、同条第 3 項中「入居した日から当該請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法	（入居の手続） 第 8 条 一般県営住宅の入居を許可された者は、許可のあつた日から10日以内に次に掲げる手続をし、入居しなければならない。 (1) 県内に居住して独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人 1 人の連署する請書を提出すること。 (2) 省略 2 省略 3 知事は、災害その他特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。 4 知事は、一般県営住宅の入居を許可された者が第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に第 1 項各号の手続をしないときは、当該住宅の入居の許可を取り消すことができる。 （準用） 第23条の16 第 3 条、第 4 条第 1 号から第 4 号まで、第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 12 条から第 14 条まで、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条から第 18 条まで、第 22 条並びに第 23 条第 1 項（第 7 号を除く。）及び第 2 項から第 4 項までの規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第 6 条中「前 2 条」とあるのは「第 23 条の 12」と、第 8 条第 1 項第 1 号中「収入」とあるのは「所得」と、同項第 2 号中「第 13 条」とあるのは「第 23 条の 16 において準用する第 13 条」と、第 12 条第 1 項中「第 8 条」とあるのは「第 23 条の 16 において準用する第 8 条」と、第 22 条第 2 項中「第 17 条第 5 項」とあるのは「第 23 条の 16 において準用する第 17 条第 5 項」と、第 23 条第 1 項第 6 号中「第 17 条第 3 項から第 6 項まで及び第 8 項」とあるのは「第 23 条の 16 において準用する第 17 条第 3 項から第 6 項まで及び第 8 項」と、同条第 3 項中「入居した日から当該請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法

定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」とあるのは「当該請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」と、同条第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃の額」と読み替えるものとする。

定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」とあるのは「当該請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」と、同条第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県監査委員条例及び知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和8年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県監査委員条例及び知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県監査委員条例の一部改正)

第1条 愛媛県監査委員条例(昭和39年愛媛県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(請求又は要求に基づく監査の執行期日) 第7条 法第75条第3項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項又は第242条第5項の規定により請求又は要求に基づいて行う監査は請求又は要求のあつた日から7日以内に、 <u>法第243条の2の9第3項</u> の規定による監査は要求のあつた日から10日以内に始めなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。 2～4 省略	(請求又は要求に基づく監査の執行期日) 第7条 法第75条第3項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項又は第242条第5項の規定により請求又は要求に基づいて行う監査は請求又は要求のあつた日から7日以内に、 <u>法第243条の2の8第3項</u> の規定による監査は要求のあつた日から10日以内に始めなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。 2～4 省略

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項の規定に基づき、知事等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 知事等 知事、副知事、教育長、管理者、監査委員、人事委員会委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公安委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員、内水面漁場管理委員会委員、警察本部長、警察本部長以外の地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)その他の職員(地方自治法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。)をいう。 (2) 普通地方公共団体の長等の基準給与年額 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、知事等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 知事等 知事、副知事、教育長、管理者、監査委員、人事委員会委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公安委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員、内水面漁場管理委員会委員、警察本部長、警察本部長以外の地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)その他の職員(地方自治法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。)をいう。 (2) 普通地方公共団体の長等の基準給与年額 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する

普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。

(3) 地方警務官の基準給与年額 地方自治法施行令第 173 条の 5
第 1 項第 2 号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。

普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。

(3) 地方警務官の基準給与年額 地方自治法施行令第 173 条の 4
第 1 項第 2 号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

○愛媛県条例第 15 号

愛媛県県立高等学校等教育改革推進基金条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県立高等学校等教育改革推進基金条例

(設置)

第 1 条 県立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育の改革の推進を図るための事業の実施に要する経費の財源に充てるため、県立高等学校等教育改革推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第 16 号

教育職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

教育職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和 27 年愛媛県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(教員特殊業務手当) 第 6 条の 3 前条の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次に掲げる額を超えて支給してはならない。 (1) ～ (4) 省略 (5) 前条第 4 号に規定する業務 3,900 円 (6) 省略 2 省略	(教員特殊業務手当) 第 6 条の 3 前条の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次に掲げる額を超えて支給してはならない。 (1) ～ (4) 省略 (5) 前条第 4 号に規定する業務 3,600 円 (6) 省略 2 省略

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

○愛媛県条例第 17 号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和 32 年愛媛県条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定数）	（定数）
第 2 条 学校職員の定数は、次のとおりとする。	第 2 条 学校職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 県立学校の職員 <u>3,937 人</u>	(1) 県立学校の職員 <u>3,832 人</u>
(2) 市町立学校の職員 <u>7,953 人</u>	(2) 市町立学校の職員 <u>7,961 人</u>
計 <u>11,890 人</u>	計 <u>11,793 人</u>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

○愛媛県条例第 18 号

愛媛県手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

県民一人一人が、障がいの有無、年齢等にかかわらず、その意思を相互に伝えた上で、理解し、人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することは、私たち愛媛県民全ての願いである。

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法の体系を有し、手、指及び体の動きや表情などによって視覚的に表現される独自の言語であり、障害者基本法においても、言語に手話が含まれることが明記されている。一方で、過去には、長年にわたり手話が言語として認められず、言語としての手話を学び、及び使用する環境が十分に整えられてこなかった歴史があり、手話が言語であることについての県民の理解が必ずしも十分であるとはいえない。

また、手話をはじめとする意思疎通手段の円滑な利用の確保は、障がい者が地域社会における活動に参加するために欠くことができないものであり、障がい者が日常生活又は社会生活を営み、及び災害その他非常の事態において適切に行動することができるようにするために、それぞれの障がいの特性に応じた意思疎通手段を確保することが喫緊の課題となっている。

このような状況の中、県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するためには、これまで本県で取り組まれてきた、障がい者等が円滑に利用できる施設の整備の促進、障がいを理由とする差別の解消の推進及び障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の促進に加えて、手話が独自の語彙及び文法の体系を有する言語であることを普及するとともに、障がい者が、その必要とする情報を取捨選択し、かつ、それぞれの障がいの特性に応じた意思疎通手段を用いて円滑な意思疎通を行うことができる環境等を整備することが不可欠である。

ここに、手話が言語であることを普及するとともに、それぞれの障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図ることで、障がい者がその意欲と能力に応じて活躍し、全ての県民が障がいの有無、年齢等にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割について明らかにするとともに、手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者がその意欲と能力に応じて活躍し、全ての県民が障がいの有無、年齢等にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。
- (2) 障がい 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害をいう。
- (3) 障がい者 障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (4) 意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、点訳、拡大文字、音訳、指点字、触手話、人工喉頭発声、筆談、代筆、代読、平易な表現、

実物又は絵図の提示、字幕、重度障害者用意思伝達装置その他障がい者とその他の者の意思疎通の手段をいう。

- (5) 意思疎通支援者 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向けの通訳及び介助、失語症者向けの意思疎通の支援、点訳、音訳、代筆又は代読を行う者その他の障がい者とその他の者の意思疎通の支援を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が障がいの有無、年齢等にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるという認識の下に行われなければならない。

2 手話言語の普及は、手話が独自の語彙及び文法の体系を有する言語であり、これを使用して日常生活又は社会生活を営む者によって長年にわたり受け継がれてきたものであるという認識の下に行われなければならない。

3 障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 障がい者が、可能な限り、その障がいの特性に応じ必要かつ有効な意思疎通手段を選択する機会が確保されるようにすること。
- (2) 全ての障がい者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず、それぞれの障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用することにより等しくそれぞれの必要とする情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにすること。
- (3) 障がい者が取得する情報について、可能な限り、障がい者でない者が取得することができる情報と同一の内容の情報を障がい者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。
- (4) 情報通信技術をはじめとする先端的な技術の活用を促進し、障がい者が、可能な限り、その障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用することによりその必要とする情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにすること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町、事業者その他の関係機関との連携に努めるものとする。

3 県は、第1項の施策を実施するに当たっては、障がい者、その保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、手話が独自の語彙及び文法の体系を有する言語であること並びに意思疎通手段についての理解を深めるとともに、県が行う手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、障がい者がその障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用することによりその必要とする情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにするよう努めるとともに、県が行う手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(都道府県障害者計画との関係)

第7条 県は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する都道府県障害者計画を策定し、又は変更する場合には、当該計画に手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本的な事項を定めるものとする。

(啓発及び学習等の機会の確保等)

第8条 県は、市町その他の関係機関と連携して、手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策の推進に関して、県民の理解を深めるよう啓発に努めるものとする。

2 県は、障がい者、その家族及びその他の県民に対して、意思疎通手段の学習又は訓練の機会の確保及びその環境の整備を行うよう努めるものとする。

(手話文化の保存、継承及び発展)

第9条 県は、手話文化(手話(地域固有の手話を含む。以下この項において同じ。))及び手話による文学、歌、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。以下同じ。)の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策には、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにするための取組が含まれるものとする。

(意思疎通支援者の確保等)

第10条 県は、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な分野において、障がい者がその障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用することによりその必要とする情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにするため、市町その他の関係機関と連携して、意思疎通支援者及びその指導者の確保、養成及び資質の向上を図るものとする。

(相談及び支援の体制の整備等)

第11条 県は、市町その他の関係機関と連携して、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用に関する障がい者からの相談に応じ、及び障がい者に対しその利用を確保するために必要な支援を行うための体制の整備及び拡充に努めるものとする。

(教育環境の整備のための支援)

第12条 県は、学校教育の分野において、その障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする障がい者の教育環境の整備が図られるよう、市町、意思疎通支援者、関係団体、事業者その他の関係者と連携して、学校に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な

支援を行うよう努めるものとする。

（情報の提供）

第13条 県は、障がい者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、それぞれの障がいの特性に応じた意思疎通手段を用いた情報の提供に努めるものとする。

（事業者への支援）

第14条 県は、次に掲げる取組を行う事業者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

- （1） その事業活動に係る役務の利用又は商品の購入若しくは使用に際し意思疎通手段の利用を必要とする障がい者が円滑に当該役務の利用又は商品の購入若しくは使用をすることができるようにするための取組
- （2） 意思疎通手段の利用を必要とする障がい者が働きやすい環境を整備するための取組

（意思疎通手段に関する情報の収集等）

第15条 県は、関係団体、事業者その他の関係者と連携して、障がい者によるその障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用に資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務に関する情報を収集し、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する県の施策の策定及び実施に当たって活用するとともに、障がい者、その介助を行う者、意思疎通支援者及びその他の県民に対する当該情報の提供、その入手の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（災害時等における情報の伝達）

第16条 県は、災害その他非常の事態において、障がい者が当該事態に関する情報を迅速かつ確実に取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を行うことができるようにするため、その障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用のための体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、障がい者の生命又は身体に危険が生じ、又は生ずるおそれのある状況において、当該障がい者が円滑な意思疎通を確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第17条 県は、手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。